

# 食品安全委員会企画専門調査会

## 第 8 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 17 年 1 月 14 日（金） 14:00 ～16:37

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全委員会の最近の運営状況について（報告）

(2) 「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）のフォローアップについて

(3) 食品安全委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討について

(4) その他

4. 出席者

(専門委員)

富永座長、福士座長代理、石川専門委員、伊藤専門委員、内田専門委員、  
近藤専門委員、澤田専門委員、土屋専門委員、門傳専門委員、和田専門委員、  
渡邊（秀）専門委員、渡邊（治）専門委員

(専門参考人)

服部専門参考人

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、本間委員

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、藤本勸告広報課長、  
杉浦情報・緊急時対応課長、富澤評価調整官

(説明者)

厚生労働省 高原企画情報課長

農林水産省 山田消費・安全政策課長  
環境省 早川農薬環境管理室長

## 5. 配布資料

- 資料 1 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項(平成 16 年 12 月 24 日食品安全委員会決定)
- 資料 2 - 1 食品安全委員会の最近の運営状況について
- 資料 2 - 2 平成 17 年度食品安全委員会関係予算(案)の概要
- 資料 3 「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」(平成 16 年 1 月 16 日閣議決定)の実施状況について(案)
- 資料 4 - 1 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について
- 資料 4 - 2 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件に関するファクトシート
- 資料 4 - 3 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について(検討資料)
- 資料 4 - 4 委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項(平成 16 年 5 月 27 日食品安全委員会決定)
- 資料 4 - 5 企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方(平成 16 年 6 月 17 日食品安全委員会決定)
- 資料 4 - 6 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件選定の方法
- 参考資料 1 平成 16 年度食品安全委員会運営計画(平成 16 年 4 月 1 日食品安全委員会決定)
- 参考資料 2 平成 15 年度食品安全委員会運営状況報告書(平成 16 年 7 月 1 日食品安全委員会決定)
- 参考資料 3 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱(平成 16 年 4 月 15 日関係府省申合せ)
- 参考資料 4 食品安全委員会緊急時対応基本指針(平成 16 年 4 月 15 日食品安全委員会決定)

## 6. 議事内容

○富永座長 それでは時間がまいりましたので、ただいまから企画専門調査会の第 8 回会

合を開催いたします。

本日は、専門委員のうち飯島、海津、武見、山本の各委員が御欠席でございます。12名の専門委員及び服部専門参考人が御出席でございます。

また、食品安全委員会から担当委員である寺尾委員とともに寺田委員長、小泉委員、本間委員にも御出席いただいております。

更に、本日は食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のフォローアップについて御審議をいただきます関係で、関係省庁の関係者の方々にも御出席いただいております。私の方から御紹介いたしますので、お立ちいただきましょうか。配席図の裏側に名簿が出ております。

厚生労働省から食品安全部企画情報課長の高原弘海様。

農林水産省から消費・安全局消費・安全政策課長の山田友紀子様。

環境省から水環境部農薬環境管理室長の早川康弘様に御出席いただいております。

以上の3名の方々よろしく願いいたします。

それでは、まず最初に先日辞任されました渡邊和夫専門委員に代わりまして、新たに任命されました石川敬崇専門委員から抱負など含めまして、自己紹介お願いいたします。

○石川専門委員 皆さん、こんにちは。石川でございます。事情がありまして渡邊に代わりメンバーチェンジとなりました。改めましてよろしく願いいたします。

渡邊も申し上げたかもしれませんが、我々は労働組合でありまして、その機能としては、経営の健全な方向に向けてのチェックということがあるわけですが、一連の食品に関する不祥事・事故については、そのチェック機能がうまく果たせていなかったという、大きな反省をしているところであります。

信頼の回復に向けて日々活動しているわけではありますが、この会に参加させていただいて、是非その推進役となれるように頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○富永座長 ありがとうございます。よろしく願いします。

それでは、議事に入る前に本日の資料の確認を事務局をお願いいたしたいと思えます。

○小木津総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。総務課長の小木津でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議事次第の1枚ペーパーがあるかと思いますが、その議事次第の裏側に「5. 配布資料」と書いてございますが、こちらに書いてありますのが、資料一覧でございます。

まず「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項」という資料が1枚ございます。こ

れが昨年 12 月 24 日に委員会決定されたものでございます。

続きまして資料 2-1 ですが、数ページのものですけれども、委員会の最近の運営状況についてという資料でございます。

また 2-2 でございますが、これは 1 枚ペーパーでございますが、委員会の関係予算案の概要でございます。

続きまして資料 3、A3 版で 22 ページにわたる大部なものでございますが、『「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」の実施状況について（案）』というものでございます。

続きまして資料 4-1 でございますが、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について」という資料、これが数ページのものでございます。

そして資料 4-2 でございますが、同じくファクトシートでございます。

続きまして、今回の議題の 1 つでございますが 4-3 ということで、「食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について（検討資料）」という、これも A3 版の資料でございますが、ございます。

続きまして 4-4、これは 1 枚ペーパーでございますが、企画専門調査会に提出する資料に盛り込むべき事項というペーパーでございます。

続きまして資料 4-5 でございます。こちらは対象候補の選定の考え方というペーパーでございます。これも 1 枚ペーパーでございます。

続きまして 4-6、これが案件の選定の方法でございます。

これ以外に参考資料といたしまして、運営計画、運営状況報告書、そして緊急時対応の基本要綱、そして緊急時対応基本指針がございます。

資料は以上でございます。

○富永座長 ありがとうございます。委員の皆様、資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の「企画専門調査会第 8 回会議事次第」というものがございますので、その裏を御覧ください。

本日は、昨年 12 月 24 日に食品安全委員会において決定されました資料 1 の企画専門調査会に当面調査審議を求める事項のうち、基本的事項のフォローアップについて御審議いただきますとともに、委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討を行うこととしております。

基本的事項のフォローアップの資料が大分になっておりますが、何とか 15 時 20 分ごろ

までに終わりました、次の議題 3 に入れるようにしたいと思いますので、議事の進行面で御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず基本的事項のフォローアップに関する審議に先立ちまして、議事の 1、「食品安全委員会の最近の運営状況について」事務局から御説明いただきたいと思います。  
○小木津総務課長 それでは資料 2-1 と資料 2-2 に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、最近の運営状況でございますが、企画専門調査会、前回が大分前になりましたので、これまでの間の運営状況を中心に一応区切りのいいところで、16 年 4 月から 12 月までの間の活動状況につきまして、御報告させていただきます。

まず「食品安全委員会の運営等」でございますが、昨年ですが 4 月 1 日に運営計画を御決定いただいております。

そして、7 月 1 日に前年度の 15 年度の運営状況報告書を取りまとめております。

そして、それ以降、委員会会合は原則として毎週 1 回ずつ、計この期間で 37 回開催しております。

また、企画専門調査会を始めとして、各専門調査会、ここに御覧のと通りの活動状況でございます。

また、情報提供の関係で申しますと、食中毒の関係の情報提供を 6 月 24 日、8 月 19 日に公表しております。

続きまして「食品健康影響評価の実施」について、御説明させていただきます。

まず、リスク管理機関から厚生労働省、農林水産省、環境省からの評価要請を受けて、現在までのところ 362 品目を受けております。昨年 4 月以降は、このうち 84 品目でございます。そして、その結果を通知したものの、これが 123 品目ありまして、そのうち 4 月以降通知したものが 60 品目でございます。

これにつきましては、2 枚めくっていただきますと参考ということで「専門調査会ごとにみた案件（品目数ベース）の処理状況」という表が載っているかと思いますが、この中で御確認いただきますと、既要請品目と書いてある一番下の合計の 362 というのが今、申し上げた数字でございますし、通知が終わっておりますもの 123 というのが、評価終了と書いてあるところの一番下の欄でございます。それぞれの専門調査会ごとの数字をこのように表示しております。

また、この参考の資料の次のページからは、個別の案件の処理状況について表示しております、まず I のグループが、専門調査会において検討中あるいは今後検討を開始する

ものというものでございます。

段階としては一番初めのステップということですが、これが2ページ目まで続きますが、その次のページの下の方でございますが、専門調査会において審議結果（案）について意見情報の募集、これに着手しているもので次のグループとして載せてございます。

それが次のページの頭のところまできておりまして、それ以降 III のグループですが、既に食品健康影響評価を終了したものであるということで、ずっと最後のページまで続いております。

それと「その他」の事項として、安全性の評価基準等を定めた案件について整理しております。

適宜、御参照いただければと思います。

資料戻っていただきまして、1ページでございますが、このような食品健康影響評価の実施状況でございますが、特にこの次の「・」に書いてございますように、プリオン専門調査会等における活動、特に9月9日におきましては、日本におけるBSE対策についての中間とりまとめ、これをまとめておりまして、それを受けて10月15日には、厚労省、農水省共同でその見直しについての評価要請、諮問がございまして、現在プリオン専門調査会で審議中ということでございます。

その下の部分でございますが、こちらは自ら委員会が行う食品影響評価の案件でございますが、これは次の議事において御説明をさせていただきたいと思っておりますので、省略いたします。

また、その下でございますが、安全性評価の基準等ということですが、遺伝子組換えの飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方などを始めとして、幾つかの基準等をまとめてございます。

続きまして3ですが「リスクコミュニケーションの推進等」ということでございまして、7月1日にリスクコミュニケーションの現状と課題をとりまとめております。

そして、4月から12月末までの間、関係省と連携をいたしまして90回ほど意見交換会等を実施しております。主なそのテーマとして、下にありますようにBSE対策を始めとする主要テーマで開催しております。

また、先ほど個別の案件で御紹介いたしましたが、食品健康影響評価の審議結果に関しまして、意見・情報の募集を44回実施しております。

また、4月5日でございますが、委員会のホームページを見やすくするというので、

全面リニューアルをしております。

食の安全ダイヤル、これに問い合わせを受け付けたもの、これが 590 件ほどございます。

また、4 月 9 日に平成 16 年度の食品安全モニター 470 名、これを依頼しております。そして、モニターからの随時報告を受け付けておりまして、この期間で 484 件ほど受け付けております。

次のページにまいりますが、季刊誌「食品安全」の発刊をしております、計 3 号発刊しております。

また、その下でございますが、委員と消費者団体、あるいは食品産業関係者との懇談会、これを 5 回開催しております。

また、全国 127 自治体を対象とした全国食品安全連絡会議を開催し、地方自治体との連携を図っているところでございます。

また、その下でございますが「緊急時対応マニュアルの作成」ということでございますが、国全体の食品の安全に関係するものとして、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」を申し合わせております。

また、委員会独自のものとしまして、「食品安全委員会緊急時対応基本指針」を決定しております。現在のところ、更にこれを進めて危害要因別の緊急時対応マニュアル、これをまとめるべく専門調査会で審議中でございます。

続きまして、資料 2-2 の御説明を簡単にさせていただきたいと思っております。「平成 17 年度食品安全委員会関係予算（案）の概要」でございます。

全体額でございますが、平成 17 年度 14 億 4,000 万円の予算になっております。

特記すべき事項として 2 つございまして、1 つは新規のものでございますが、食品健康影響評価の今後それに必要となるリスク評価のガイドライン等、これの策定などに資するために、新たにテーマ設定型の競争的研究資金の制度を創設するという中身でございます、広く公募をしてテーマに基づいて研究を進めるというものでございます。それが 1 つ。

それから、もう一つでございますが、これは 3 ヶ年事業で実施するものでございますが、食品安全総合情報システムの整備、これが大きなところでございます。

全体として簡単に御説明させていただきますけれども、まず 1 つの業務の柱といたしておりますリスク評価でございますが、この関係で 4 億 8,700 万。この中で今、御紹介しましたように食品健康影響評価技術の研究の推進ということで、テーマ設定型の競争的研究資金の制度の創設することが認められたところでございます。

これ以外に、これまでやってきましたような毒性試験とか、モニタリング調査、分析手

法等の調査等の予算が付いております。

その裏側でございますが、これも特記事項として申し上げましたけれども、「食品安全総合情報システム」でございます。こちら 9,200 万ということで、食の安全性に関わる情報を一元的に収集して、データベース化を図るという事業でございます。17年度は2ヶ年目に当たりまして、3ヶ年事業で実施するものでございます。

3でございますが「リスクコミュニケーションの推進」、1億6,700万円ということで、特に17年度より地方との連携したリクコミに係る経費を新たに計上し、今後実施していくということで予算を盛り込んでございます。

4が「食品事故等における緊急時対応等への体制の整備」ということで、7,700万円でございます。

最後ですが、その他委員会の運営経費として6億1,700万円、こういった中身で成り立っております。

資料の説明、以上でございます。

○富永座長 ありがとうございます。

ただいま資料2-1、2-2の御説明を事務局からいただきましたが、ただいまの説明に関しまして何か御質問などございませんか。

○門傳専門委員 ちょっとお聞きしたいんですが、ホームページをリニューアルされたということなんですが、ちょっと私、今、携帯でやったら携帯には非対応かと思うんですが、そういう必要性というのがあるのかないのか、どうなんでしょう。内閣府の食品安全委員会だけではなくて、ほかの役所もちょっと携帯に対応しているかどうかかわからないんですが、そこまで対応する必要があるのかないのか、どういうふうを考えればいいんでしょうか。

○藤本勸告広報課長 食品安全委員会のホームページの方ですけども、そこまでちょっと今の段階で考えていなかったんですけども、そういう利用状況がどういうふうになっているのかというのを、調べてみたいと思います。

○門傳専門委員 というか、例えば、ホームページを見るのに、例えば食の安全ダイヤルとかいろいろありますね。電話でくるもの、あと携帯とかいろいろそういったもので仮にもっと広く伝えるなり、例えばメルマガとか、あとは情報収集をしようとする場合には、もしかして有効の可能性もあるのではないかと思いますので、その辺入れればいいのかというのではないですけども、一応検討をしていただければというふうに思っております。

○富永座長 この点につきましては、将来の検討課題にしておきましょうか。だんだんと



ハードの方も進歩していくでしょうし、サービスの方も変わっていくと思いますので、今すぐには無理かもしれませんが、将来の検討課題ということにとどめておきたいと思います。ありがとうございました。

ほかに何か御質問あるいはコメントございませんか。よろしゅうございますか。

大体、予定の時間になっておりますので、次の議題に移らせていただきます。

議事 2、「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップ」の審議です。これについて、まず事務局の方から御説明ください。

○小木津総務課長 それでは、資料 3 に基づきまして御説明をさせていただきます。A 3 の資料でございます。

御承知のとおり、昨年 1 月に基本的事項は閣議決定されておりますけれども、食品の安全性の確保に関する施策全般を対象といたしておりますので、その実施主体は食品安全委員会のみならず、本日御出席いただいております関係各省に及ぶわけでございます。

企画専門調査会の各専門委員に、この基本的事項の実施状況をゼロベースで御確認いただくのは現実的ではないため、今回関係各省と調整しながら事務的に御審議のたたき台となるべき資料をとりまとめました。それが、この資料でございます。

この資料は、基本的事項に盛り込まれております 10 の項目、それに記載されている事項に対応いたしまして、委員会及び関係各省がこれまで実施した措置の具体的内容はどうかを記述するとともに、この実施状況の欄が真ん中にございますが、この欄に事務局としての自己評価の結果を、22 ページの一番最後になるんですけども、注で書いてございますが、おおむねこの記載事項が実施済み、あるいは実施中であるもの、これについては「○」を付すと。一部について実施済みあるいは一部について実施中であるものは「△」を付すと。未実施であるものは「×」と。実施の必要性がなかったもの、これについては「－」という表示をして、一応自己評価をしております。

これに基づきまして、各専門委員の皆様方におかれましては、具体的な内容と、これに基づく実施状況の評価につきまして、御確認、御検討いただきますとともに、今後の課題等につきまして率直な御意見を賜りたいと存じます。こうしたプロセスによって、この基本的事項についての、これまでの 1 年間のフォローアップを実施したいと考えているところでございます。

では、早速ですが、資料の中身について御説明をさせていただきます。

まず 1 ページでございます。「第 1 食品健康影響評価の実施（法第 11 条関係）」でございます。ほかのものもそのようになっておりますが、まず「基本的考え方」という部分

がございます。ここは、危害要因に応じて、その施策ごとに食品健康影響評価が行われなければならないという趣旨、また科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行わなければならないという趣旨が書いてあるわけですが、その具体的措置の内容といたしましては、先ほど御紹介しましたように、リスク管理省庁から 362 品目につきまして、要請を受けまして、現在までのところ、その審議の結果 123 品目についてとりまとめて通知をしているところでございます。

「実施状況」としては、一応実施中ということで「○」という扱いをしております。

その下でございますが、(2)でございます。

ここは、食品供給行程の各段階に応じて特に以下の点に留意しなければならないということで、生産段階、製造・加工段階、そして次のページにいきますけれども、流通・販売段階、それぞれについての注意事項が述べられているところでございます。これにつきましては、委員会においてその各段階において、それぞれの留意事項にのっとり食品健康影響評価を実施しているということでございますので「○」という評価をいたしているところでございます。

続きまして、2 ページにまいります。

2 ページの(3)でございますが、ここは必要的な諮問事項について書いているところでございまして、この関係の関係法令等が改正された場合には、必要に応じて適切に見直しをするというようなことでございますが、ここは適切に実施しておりますので「○」というふうにしております。

続きまして、(4)でございますが、こちらはそういった中で緊急を要する事項については優先的に行うと、これが実施されているかということでございますが、この具体的な内容の方に 3 件実施の実績を挙げております。

①がアマメシバ、②がコンフリー、そして 3 番目がアカネ色素でございます。このように緊急を要する案件につきましては、優先的に実施しているということで「○」という評価をしているところでございます。

(5) ですが、これは任意的な要請を受けた評価ということでございます。これにつきましては、幾つかの実績がございまして、まず厚生労働省関係では、食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保等 7 件につきまして任意で評価要請がございました。これは、法令上必要的諮問事項として定められていないものであっても、それぞれの判断によって要請をしてくるものでございます。

続きまして、農林水産省の方は飼料添加物として指定された抗菌性物質云々と書いてご

ざいますが、この案件等を含めまして5件任意で要請がございました。ということで、一応「○」という整理をしております。

続きまして(6)でございます。

こちらは、委員会が自らの判断によって食品健康影響評価を行うべき対象についてということでございますが、その1号案件といたしまして、具体的内容として一番上に書いてございますが「『日本における牛海綿状脳症(BSE)対策』」について自らの判断において評価を行いまして、中間とりまとめをまとめているところでございます。先ほど御紹介したとおりでございます。

更に、この件につきましては、企画専門調査会でその対象について御検討いただいて、更に委員会で選択をするというようなやり方をしておりまして、昨年6月22日に第7回の企画専門調査会の会合におきまして6つの候補につきまして、選択していただいたわけでございます。

これらにつきまして、引き続いての7月15日の委員会の会合におきまして、リステリアと牛等の成長促進剤として使用される性ホルモンと放射線照射食品につきましては更に検討をするという、更に情報収集をするというような扱いが決まりましたし、またQ熱、そしてトランス脂肪酸、アルコール飲料の妊婦及び胎児への影響、これにつきましてはファクトシートを作成するという扱いが決まりました。

そして、引き続き検討の3品目のうち、12月16日第74回の委員会会合におきまして、委員会が自らの判断によって取り上げるべき案件といたしまして、リステリアを含む食中毒原因微生物につきまして対象とするということが決定されたところでございます。

また、ファクトシートの中身について精査した上で、ホームページ上で現在公表しているところでございます。このような取組をしておりますので、自己評価としては「○」という整理をしておるところでございます。

続きまして、3ページの下の方でございますが「例外措置の具体的内容」という項目でございます。

これは、基本的事項の中では施策の内容から見て食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合とか、あるいは人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである場合、改めて評価を必要としない場合、あと5ページにございますが、あらかじめ行うことにいとまがない場合というようなケースを整理しておるところでございますが、現在までのところ、このうちの(1)明らかに食品健康影響評価が必要でないという事項として、委員会において審議した結果、幾つかの案件につきまして該当するという判断に達したわ

けでございますが、以下9件でございます。

例えば、①でございますが「動物用医薬品関係」でいいますと、犬とか猫のみを対象とするものの承認、再審査、そして再評価を行う場合とか、体外診断薬の件、あるいは既に承認されている動物用医薬品と成分が同等であるというような、そういったケースについては、改めて食品健康影響評価を行う必要がないということに該当するというところでございました。

また、2番目の件につきましても、その内容、程度が既に明らかであるものについては、リスク評価を経ずに食品衛生法違反として取り扱うというようなことをしているところでございますが、最後の食品健康影響評価をあらかじめ行ういとまがないというものについては、該当する案件がなかったわけでございますが、これら全体として見てみますと、一応実施しているということで「○」という整理をしているところでございます。

続きまして、5ページにまいります。

5ページは「食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等」についてでございます。

これは、リスク評価の開始前、そしてリスク評価まさにその時点、そしてその事後、どういうふうな手順、手法で行うかということが定められているところでございますが、まず開始前の話ですけれども、関係各大臣が委員会の意見を聞く場合では、個別の食品健康影響評価の目的、対象、作業内容について共通の理解を得るというようなことを必要としているということでございますが、これにつきましては、関係府省間の担当部局長で構成いたします関係府省連絡会議、これを四半期ごとに開催しておりますし、更にその下に幹事会を設けておまして、原則として週1回開催しているということで、かなり緊密な情報交換をいたしているところでございますが、これによりまして個別の健康影響評価の目的とか、対象とか、作業内容について共通の理解を得る努力をしているところでございます。したがって、「○」という整理をさせていただいております。

また、リスク管理機関におきましては、リスク管理上の対応の明確化に努めるとありますが、これにつきましては、委員会に対しまして資料を提出していただくとともに、講じようとするリスク管理措置につきましても、その内容について事前に説明をしていただくという手続をとっておりますので、「○」という整理をさせていただいております。

続きまして、その下でございますが「委員会自ら食品健康影響評価を行う場合」ということでございますが、その場合に決定に当たって十分意見交換等を行っているかということでございますが、ここにつきましては、委員会において定められた一定の基準に基づき

まして、優先度が高いと考えられている候補、これを選定しておるわけですが、具体的には関係機関とかマスメディアからの情報、あるいは先ほどのように食の安全ダイヤルとか、食品安全モニターの報告等を通じて寄せられた情報、また要望・意見など、あるいはこちらの企画専門調査会の専門委員から直接受けた案件などを対象として、それについて十分この企画専門調査会で御議論いただいた結果、候補を絞るという手続をしております、これを今後も繰り返していくわけですが、こういう手続をとっておるということでございまして、「○」という整理をしているところでございます。

続きまして、6ページにまいります。

③ですが「食品健康影響評価に関するガイドラインの作成」ということでございます。

これは、先ほど個別の説明の中で若干触れましたけれども、7つの事項につきましてガイドラインを策定しております。

代表的なものとしては「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」を委員会決定するなど、7つの案件につきましてガイドラインを作成しているところでございまして、実施中ということで「○」という扱いにしております。

その下でございますが「食品健康影響評価の実施時」の項目でございますが、ここで①で、海外のリスク評価機関との連携に努めると書いてございます。これは、国際会議等に出席、参加して情報収集に努めるとか、資料の収集レポート等を参考にするとかという活動をしているわけですが、海外のリスク評価機関との連携という意味ではもう少し努力していかなければならない点もあるかと思われますので、「△」という扱いにしております。

続きましては、その下でございますが、食品健康影響評価に用いた情報を多様な手段を用いて公表するというところでございますが、基本的に委員会、そして調査会ともにオープンでやっておりますし、資料も基本的には公開、そして議事録、配布資料等もホームページ上で公表しておりますので、一応実施中ということで「○」という扱いにしております。

続きまして、その下③ですが、結論について原則として国民からの意見・情報の募集を行うとともに、その意見への対応を公表するという扱いでございますが、これも適宜やっております、その対応については、中身について委員会で御審議いただいて、ホームページ上で公表していくという対応をしているところでございまして、「○」としております。

続きまして、終了後の扱いであります。

その結果を、関係各大臣に通知するとともにホームページ等の多様な手段を用いて公表する。これは実施しておりますので「○」と。

そして、その下でございますが、必要に応じて食品健康影響評価の結果をわかりやすく解説し、ホームページ等の多様な手段を用いて公表するとあります。

こちらの方は、ホームページはもとより季刊誌「食品安全」などにおいても、そういった内容を入れておるところでございますが、特に評価結果の解説を公表した案件といたしましては、例えば、①にありますようにアマメシバ等々を具体的な例として挙げる事ができるかと思えます。

そして、BSEに関しましては「食品安全」の特別号を作成いたしまして、その公表をしておるところでございます。

続きまして、下の方でございますが③ということで、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たって、それを実施した場合には、当該措置の実施状況、その後の科学的知見について十分把握するという事で、急いでやった場合に、その事後の対応をしっかりとすることでございますが、これについても事後分析調査を進めるとか、あるいはその後の中間報告を求めるとかということを書いておりますが、そういった対応をしておりますので、一応「○」という整理にさせていただいております。

続きまして、次のページ（4）ですが、食品健康影響評価自体の手法の問題でございます。

微生物に関する食品健康影響評価あるいは定量的な食品健康影響評価に重点を置くというような課題を掲げておるところでございますが、定量的な食品健康影響評価の手法については、現在、国内外の情報収集に努めておりますが、まだ全体としては取組途上ということで「△」という整理にしておるところでございます。

続きまして、4でございますが「委員会の行う勧告等」ということでございます。

この勧告の関係は、基本的にはその必要性が今回生じておりませんので、そういう整理で「－」という整理になっておりますが、ただ、勧告までは至らないものの、例えば、実施状況をきっちり監視するということはきっちりやっておりますが、食品健康影響評価の結果を通知した案件について、その実施状況がどうなっているかということ、これまで2回にわたって、その実施状況を調査し、取りまとめ確認したところがございます。

そういったところで、一応必要があるものにつきましては実施しているということで②のところは、「○」という整理をしておるところでございます。

③は、勧告の関係ですので、「－」という整理にしております。

また、同様に関係行政機関へ意見具申をするという事柄につきましても、その実施の必要性が今のところ余りありませんでしたので、「－」という整理でございます。

8 ページは以上でございまして、続きまして第 2 ですが、こちらの方は「国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（法第 12 条関係）」ということで、実施主体は主にリスク管理機関でございます。

ここでは（1）のところでは食生活、そして国際貿易ルールとの整合性、あるいは選択肢となる措置の実行可能性とか費用等を考慮するとともに、リスク評価が行われた場合には、その結果に基づいてリスク管理措置を行わなければならないとされておるところでございますが、それぞれ厚生労働省、農林水産省におきましても、そういった観点に配慮しまして実施しているというところがございますので、「○」という整理をしておるところでございます。

続きまして（2）でございますが、ここは食品衛生法等に基づき、食品等について必要な規格及び基準の整備を進めるという事項でございます。

こちらについても具体的に書いてございますが、厚生労働省は既存添加物について、アカネ色素の評価結果に基づいて名簿等から削除するというような具体例なども含めて、適宜適切に実施しているということで整理させていただいておりますし、農林水産省の方では、例えば、飼料及び飼料添加物について食品健康影響評価の結果に基づいて、この 2 品目について成分規格を設定したなどの例を挙げておりますが、こういったことで適切に実施しているということで「○」という整理をしておるところでございます。

続きまして、その下でございますが（3）ですが、こちらはそういった管理措置に基づいての監視、指導、そして調査の実施を適切に実施するということ。あるいは、輸入農産物等の事業者による自主検査等の取組を促進すると、こういう事柄でございます。厚生労働省では、輸入食品監視指導計画などに基づいて、その取組が実施されておりますし、農林水産省では、残留農薬実態調査等を実施するなど、その実施を図っているところがございますし、次のページでございますが、都道府県あるいは地方農政局、そういったところでの取組、こういったものも併せて実施しているということでございますので、全体として「○」という整理をさせていただいているところがございます。

以上が 9 ページでございまして、10 ページにまいります。

こちらは、リスク管理に関わる人材養成のための研修等の実施などについて書いてあるところがございますが、こちらについても厚生労働省では食品安全行政講習会を始めとする研修会、農林水産省では特に、本省、地方農政局、地方農政事務所等々の各段階で研修等を行っているということでございますので、「○」という整理をさせていただいております。

続きまして第3ですが「情報及び意見の交換の促進（法第13条関係）」、こちらは委員会、そして、リスク管理機関双方が関わることでございます。

まず、1として「基本的考え方」でございます。

リスクコミュニケーションの促進ということをやっているところでございますが、これに対しましては、委員会、リスク管理機関ともに連携して意見交換会あるいは意見・情報の募集、あるいはホームページ等の手段を用いた情報の提供、あるいは電話、電子メールによる問い合わせの受付などに適宜取り組んでいるところでございます。

ということで、「○」という整理をさせていただいております。

続きまして（2）でございますが、これは委員会、リスク管理機関、相互の連携を図るということを通じてのリスクコミュニケーションの促進でございますが、これは相互に連携しながら、実績として全国各地で100回以上の意見交換会を実施しておりますので、「○」という整理をさせていただいております。

また（3）ですけれども、対応すべき危害要因等の認知から食品の安全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて、リスクコミュニケーションの促進を図るということでございますが、これにつきましては、食品健康影響評価に関する審議過程のプロセスのいろんな段階におきまして、意見交換会を実施するなど、そういった趣旨でのリスクコミュニケーションを促進しておりますし、具体的に言えばリスク管理措置の見直し段階にありますBSEの国内対策などについては、特に集中的に意見交換会を実施するなどをいたしております。

したがって、「○」という整理をさせていただいているところでございます。

続きまして、11ページです。

こちらは「リスクコミュニケーションの方法」について述べているところでございます。

（1）は委員会において、議事録、提出資料の公開あるいはその結果の公表、そして、消費者等にそのプロセスとか結果について理解を促進するようなわかりやすい解説をするというようなことを留意事項として書いてあるわけでございますが、これに対しましては、ホームページ上でそれぞれ公表いたしておりますし、わかりやすい解説の資料などをまとめたり、あるいはホームページ、あるいは季刊誌、そして意見交換会を通じて国民の理解の促進に努めているところでございます。

また、そのプロセスという意味では、運営状況につきまして15年度は報告書の形でまとめてホームページで公表していると、こういう取組をしているところでございます。

したがって、「○」という整理をしております。



続きまして、リスク管理機関であります。こちらにも具体的な施策の実施ということで、パブリック・コメントの手続を実施するとか、あるいは他のリスク管理機関、あるいは地方公共団体と相互に協力し合うと、こういった留意点を書いてあるところでございますが、それぞれそのリスク管理機関におきましても、ホームページを活用しながら、あるいはメールマガジン等を活用しながら、その施策の策定を行っておりますし、その策定に当たってはパブリック・コメントの手続を実施しております。

また、他のリスク管理機関とか地方公共団体等との連携、これにも留意しているということでございますので、「○」という整理をさせていただいております。

続きまして、その下でございますが「3 リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント」、これは委員会としての仕事になるわけでございますが、リスク管理機関が行うリスクコミュニケーション等の事務の調整等を行うということでございますが、この場といたしまして、リスクコミュニケーション担当者会議というものを設けておりまして、これを適宜開催しております。

また、海外や他の分野でのリスクコミュニケーションの実施状況等の調査をしているとか、あるいは先ほど御紹介しましたけれども、リスクコミュニケーションの現状と課題というような文書を取りまとめて、今後の方向付けをしているところでございまして、そういった意味で総合的マネジメント、一応「○」という整理をさせていただいているところです。

続きまして、12ページにまいります。

12ページは「緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（法第14条関係）」でございます。

「基本的考え方」におきましては、未然防止を旨とするということでありまして、重大な被害の発生に関する情報の収集や状況の把握はきっちり行うということでありまして、緊急事態が発生した場合には、迅速に情報を提供するという心構えを書いているところでございますが、まず、そういったことについてルールを定めるということですので、政府全体での食品安全に関するマニュアルという位置づけですが、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱、これを策定しているところでございます。

また、その中身になりますけれども、この要綱に基づきまして、平時から食品事故の発生等の危害情報の収集、整理、分析を行っている。そして、それを緊急時対応を政府一体となって行うような体制、整備に心がけておりますし、緊急事態に関連する情報につきましては、マスメディア、政府広報、インターネット等を通じて迅速に提供すると、こう

いうことにしたいと考えております。

そして、更にそれぞれのリスク管理省庁自体も厚生労働省では厚生労働省健康危機管理基本指針、農林水産省では農林水産省食品安全緊急時対応基本指針、こういった文章を策定いたしまして、その準備体制を整えているところでございますので、この基本的考え方のところは実施中ということで、「○」という整理をさせていただいております。

続きまして、2ですが「緊急時の情報連絡体制」です。

緊急事態として委員会及びリスク管理機関の相互間における通報を要する場合を明確にするとともに、そのルールを確立を図るということでございますが、これも同様に食品安全関係府省緊急時対応基本要綱、これに掲げられているところでありまして、平時からの情報連絡窓口の設置とか、緊急時における情報連絡ルートの設定を行っているところでございます。

また、都道府県等の保健所等を通じた厚生労働省への報告のルートとか、あるいはその次のページにありますけれども、緊急情報発信システムなどを先ほど御紹介しました基本指針に基づいて構築しているというのが厚生労働省の取組でございますし、農林水産省の方は先ほど御紹介しました基本指針に基づいて、平時からの連絡体制を確立し、食品安全危機管理対応チームというのを発足させるなどの取組をしているところでございます。

したがいまして、ここも「○」という整理をさせていただいております。

続きまして、3ですが「緊急対策本部の設置等」ということでございます。

これは、食品安全担当大臣、内閣府に置かれる特命大臣でございますが、この大臣の下に緊急対策本部を設置するというルールを定めておりますし、更に委員会、リスク管理機関は緊急事態に対応するために必要な組織体制の整備を図るというような中身になっておりますが、これに対しましては、先ほど申しました関係府省緊急時対応基本要綱、これにおいて定めをしておりますし、それぞれ厚生労働省、農林水産省も先ほど申しましたように基本指針に基づきまして体制整備をしているところでございますので、「○」という整理をしております。

続きまして、その下ですが「緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成」ということであります。

基本的に一元的な緊急時対応マニュアルが策定されてありまして、先ほど申しました基本要綱でそれは満たされておるわけでありまして、委員会は緊急時対応基本指針というもの、そして、厚労省、農水省ともに定めておるんですが、今後の課題として危害要因ごとに、その対応が異なってくるものではないかということで、危害要因別の緊急時対応マニ

ユアル案をつくっていかうということになっておりますが、その作業が途上でございますので、△という整理をさせていただいております。

続きまして、14 ページです。

「関係行政機関の相互の密接な連携（法第 15 条関係）」ということございまして「基本的考え方」では、食品健康影響評価、リスク管理、リスクコミュニケーション促進に關しまして、委員会、そして、リスク管理機関の相互の連携強化ということをうたっているところでございます。

具体的内容の方に記載されておりますように、基本的事項、既に御紹介しました食品健康影響評価、そして、第 3 の 3、これはリスクコミュニケーションの方でございますが、この規定に基づきまして、委員会及びリスク管理機関の相互間の連携強化、これはかなり心がけておりますので、「○」という整理をしておるところでございます。

続きまして（2）ですが、委員会及びリスク管理機関、これが相互に施策の整合性がとれるように努めるということでございますが、これにつきましては、先ほど御紹介しましたように、関係府省連絡会議というような場を通じまして、その整合性が図られるように努めているところでございます。

また、その下ですが、関係行政機関の長への意見具申、これは実施の必要性がなかったということで、「－」という整理をさせていただいております。

また、その下でございますが、関係府省連絡会議、また地方公共団体との連絡会議を定期的を開催するというところございまして、これは大もとの申合せといたしまして、食品安全委員会とリスク管理機関との連携、政策調整の強化についてという申合せに基づきまして、さまざまな連絡の場を設けまして対応しておりますし、地方公共団体との間では全国食品安全連絡会議というものを毎年 1 回開催しております、一応対応としては「○」という整理をさせていただいております。

続きまして、2 ですが「委員会とリスク管理機関との連携」でございます。

こちらは、委員会がリスク管理機関との間で、食品健康影響評価を行う際の連携、あるいはリスク管理機関がリスク管理措置を講ずる際の委員会との連携等について、取極めを締結して公表するというところでございますが、これにつきましては、具体的内容に書いてありますように、食品安全委員会とリスク管理機関との連携、政策調整の強化についてという取極め、これを締結しております、実施しているところでございますので、「○」という整理を出させていただいております。

続きまして、15 ページにまいります。

3ですが「リスク管理機関相互の連携」ということでございます。

リスク管理措置の実施に当たって、地方公共団体を含むリスク管理機関相互間の密接な連携を図るということがうたわれているところでございますが、リスク管理機関相互に協議を行うとか、あるいは都道府県等に周知を図るといようなことを実際に実施しておりますが、具体的な例としては、この具体的な内容に書いてありますように、関係省庁と連絡強化を図るための鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議などを開催するなど、リスク管理機関相互間の連携を図っているところであります。

これに基づいて、地方公共団体等との連携も図っているところでございまして、こういう具体例がございますが、取り組んでおりますので、「○」という整理をさせていただいております。

続きまして、第6の「試験研究の体制の整備等（法第16条関係）」に入りたいと思うんですけれども、実は、この部分につきまして、一昨年12月3日に開催されました、この企画専門調査会の第5回会合におきまして、我が国における食品の安全性の確保に関する試験研究について資料を収集しておくようにという御意見がございました。口頭ではございますが、その状況につきまして簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

今回の説明の前提にもなろうかと思いますが、我が国における食品の安全性の確保に関する試験研究でございますが、厚生労働省関係といたしましては、国立医薬品食品衛生研究所、農林水産省関係といたしましては、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、そして、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、食品総合研究所、森林総合研究所、水産総合研究センター、これらのほか大学などにおいて、こういった試験研究がなされております。

その内容でございますが、平成15年度におきましては、例えば、特定保健用食品の素材、あるいは既存添加物、香料等の安全性、あるいは異常プリオン検出技術の高度化、あるいは食品中の化学物質に関する複合作用、食中毒菌の薬剤耐性、農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発、有害微生物、害虫の検出評価及び整合技術の開発などに関する試験研究などが行われているというふうに聞いております。

簡単ではございますが、こういった試験研究がなされているという現状でございます。

そして、資料に戻りまして15ページでございますが、これに関しましては「基本的考え方」に対応しまして、具体的な内容といたしまして、厚生労働省では厚生労働科学研究事業を通じた国立試験研究機関、大学等の研究者に対する補助金の交付やシンポジウムの開催等、これを行っておりますし、農林水産省におきましては、農林水産研究基本計画の策

定を進めておりますし、この中では特に農林水産物・食品の安全性の確保のための研究開発についても記述するという予定になっております。

こういったことで、基本的な考え方、科学的知見の充実を図っていくということについては、実施中ということで「○」という整理をさせていただいております。

続きまして、その下でございますが「試験研究の体制の整備」ということでございます。

最新の科学的知見に対応し得る体制の整備ということでございますが、厚生労働省におきましては、先ほどのような厚生労働科学研究事業を通じた取組、そして、農林水産省では先ほど御紹介いたしましたような関係試験研究機関においてBSE等の諸問題に対応するために、例えば、牛の感染試験の実施が必要な施設の整備等を行うなど具体的な取組も行っておるところでございます。

ということで、「○」という整理をさせていただいております。

続きまして、その下でございますが「研究開発の推進」という項でございます。

ここにつきましては、具体的な中身として先ほどから御紹介しておりますように、厚生労働省では、厚生労働科学研究事業の補助金交付などによる取組が行われておるわけでございますが、その次のページでは農林水産省においては、食品における危害要因の分析・検出技術の高度化等の研究がなされているということでございます。

委員会におきましては、まさに発展途上というところでございますが、先ほど御紹介しました新規の予算が認められまして、これから食品健康影響評価の技術研究を開始する予定でございます。

ということで、全体といたしましては、これから更に取り組を強化していく必要があるということで、△という整理をさせていただいております。

続きまして、16ページの(2)でございますが、こちらもそうした研究の上での十分な意思疎通でございますので、同様に「△」という整理をさせていただいております。

また「4 研究開発の成果の普及」ということでございますが、厚生労働省、農林水産省ともに今、取り組まれておるわけでございますが、先ほど申しましたように委員会としては、これから力を入れていくということで「△」という整理をさせていただいております。また、下の5でございますが「研究者の養成及び確保」ということで、専門家を対象とする研究会の開催とか、海外の研究者、専門家の招聘、研究者の海外派遣などをうたっておるわけでございますが、委員会におきましては、例えば、カリフォルニア大学のスタンリー・プルシナー博士を始めとして、海外の研究者などを招いて講演会、意見交換会等を積極的に開催しておりますし、海外の専門家会合等へ研究者を派遣するというような形

で対応しているところでございます。

また、厚生労働省では厚生労働科学研究の一環として取組が行われておりますし、農林水産省関係の試験研究機関でも同様の取組がなされているということでございますが、この分野もこれから更に力を入れていかなければならないという整理をしております、「△」という整理をさせていただいております。

続きまして、16 ページの下でございますが「国の内外の情報の収集、整理及び活用等（法第 17 条関係）」という項目でございます。

「基本的考え方」に関連いたしましては、委員会においてリスク管理機関とか試験研究機関、国際機関とかあるいは海外の行政機関、あるいは新聞、インターネット等を通じまして、幅広く情報収集、整理、分析を行って、定期的に情報提供をしております。

また、海外の国際機関あるいは政府機関等との情報交換を行ったり、国際会議への出席等によって科学的知見の収集、分析に努めておりますので、ここは「○」という整理をさせていただいております。

17 ページには、厚生労働省、農林水産省におきます、それぞれの取組を整理していただいております。

続きまして、その下（2）でございます。

こちらは、食品の安全性の確保に関する情報について広く一般に公表していくということでございまして、ホームページ等を活用して公表していくと、これは十分やっておりますが、先ほどの予算の説明でも御紹介いたしましたが、現在、その情報をデータベース化してより利用しやすくしようということで、食品安全総合情報システムを構築中でございます。

こんなことで、今、発展途上ということで「△」という位置づけにさせていただいております。

続きまして、その下ですが、危害要因等については、被害の程度、対処の方法等に関して、国民への適切な情報の提供に努めるということでございますが、例えば、BSE とか リステリア等の食中毒原因微生物等について、これは、それぞれについて被害の程度とか、対処の方法につきまして、ホームページあるいは季刊誌、メールマガジン等を通じて適切な情報提供に努めております。

これは、委員会、リスク管理機関ともにでございますが、こういった対応をしておりますので、「○」という整理をさせていただいております。

その下の（4）ですが、ここは情報のより一層の共有を図るということでございますの

で、まさに食品安全総合情報システムが構築されることが、まさにそれに当たりますので、今、展開途上でございますので、「△」という位置づけでございます。

続きまして、18 ページにまいります。

こちらは、情報収集の対象がどうあるべきかということで、2 ということで整理させていただいておりますが、趣旨を踏まえまして、委員会、そして、リスク管理機関において、それぞれ関係の行政機関、そして試験関係機関、そして国際機関等幅広く情報収集に努めているところでございますので、「○」という整理をさせていただいております。

その下ですが「3 委員会における一元的な情報収集の実施等」ということで、一元的に委員会として情報を収集して、整理、分析、データベース化を図るということでございますし、更に海外における食品の安全性の確保に関する制度、危害情報等についての迅速な検索ができると、まさにこれはシステムができ上がると実現するわけでございますので、「△」という整理をさせていただいております。

その下「4 情報の活用及び提供」ということでございますが、(1) はそういったことで、データベースの相互連携ということでございますので、食品安全総合情報システム、これが構築されることが前提となってきますので、「△」という整理をさせていただいております。

また、その下でございますが、委員会、リスク管理機関相互に連携しながら、報道機関、ホームページ等を通じて適切かつわかりやすく国民に提供するという趣旨が書いてございますが、これにつきましては、例えば、BSEとか鳥インフルエンザなどを例に挙げられますが、次のページまでいきますけれども、そういったものにつきまして科学的知見に基づいて、わかりやすく整理してホームページ、あるいは季刊誌、メールマガジン等を通じて情報提供に心がけているところでございます。

特に、連携した案件といたしましては、4 府省が連携して「国民の皆様へ」ということで、鳥インフルエンザにつきまして、情報の発出をするというようなことをやっております。こういった取組をしておりますので、「○」という整理をさせていただいております。

続きまして、第8です。「表示制度の適切な運用の確保等（法第18条関係）」ということでございまして「基本的考え方」としては、これは基本的にリスク管理機関の話でございますが、「食品の表示に関する共同会議」などの場を利用して、より情報が適切に提供され、かつわかりやすい、そういう食品の表示になるべきであるということで、問題点とか改善方策を検討していくということになっておりますが、これらについては実際に実施しております、具体的な成果も上がっております、具体的な内容の方に書いてありま

すが、加工食品の原料原産地の義務表示対象品目の拡大等、改善を図っているところがございますので、「○」という整理をしております。

続きまして、2でございますが「普及及び啓発」ということで、一元的な相談窓口ということをやっておりますが、こちらは現在のところ全国で6か所に拡充しております。

したがいまして、実施中ということで「○」という整理をさせていただいております。

その下(2)でございますが、パンフレットの作成とか説明会の開催等でございますが、これらも厚労省、農水省と協力して実施しているところがございますので、「○」という整理をさせていただいております。

次の20ページでございますが、「3 違反に対する監視、指導及び取締り」でございます。これにつきましては、厚生労働省は、都道府県等の保健所に配置された食品衛生監視員を通じて、農林水産省は地方農政局の食品全般の表示の監視業務を専門的に行っている職員を配置しての対応をしております。

また、公正取引委員会も含めまして、「表示行政の推進に関する相互の情報提供や協働体制の構築について」を定めまして、取組をしているところがございますので、この部分についても実施中ということで、「○」という整理をさせていただいております。

続きまして、「第9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第19条関係）」ということでございます。

「基本的考え方」につきましては、具体的な内容に書いてありますように、関係府省が連携して食品の安全性に関する意見交換会あるいは講演会、広報活動の充実に取り組んでおりますので、「○」という整理をさせていただいております。

2ですが、「食品の安全性の確保に関する教育、学習等の推進体制」で、このところは相互に密接に連携して対応するということをうたっておるわけですが、現在のところそれぞれの対応はしておるんですが、特に農林水産省としては、食育活動の一環として、食育推進ボランティア向けのテキスト等を作成するというような対応をしておるところですが、まだ一部の実施にとどまっているということで、「△」という整理をさせていただいております。

その下でございますが「3 食品の安全性の確保に関する教育、学習等の重点事項」ということでございまして、国民の知識と理解を深めるための広報活動、そして施策に関する意見交換の機会を設ける等をうたっているところがございますが、委員会においては、例えば、ホームページでリスク評価の内容について掲載する、あるいは用語集を作成する、季刊誌を発行するという形で取り組んでおりますし、相互の連携の取組といたしましては、



下の方に書いてありますけれども、意見交換会を共同開催する等で取り組んでいるところがございますので、「○」という整理をさせていただいております。

続きまして、21 ページにまいりまして（2）は、「食品衛生月間」の取組でございますが、厚労省で、その趣旨を踏まえて実施しておりますので、ここは「○」という整理をさせていただいております。

（3）は学校教育の場での対応でございます。

文部科学省でございますが、学校給食の時間とか関連教科等における食育の推進等を図っているということで、ここも「○」という整理をさせていただいております。

また、農林水産物の生産等の各段階における体験学習等については、農林水産省が農業体験活動など、あるいは食体験などさまざまな場面で体験学習を行うということで取り組んでおりますので、「○」という整理をしております。

最後になりますが、第 10 ということで「環境に及ぼす影響の配慮（法第 20 条関係）」でございます。

「基本的考え方」ですが、それぞれの施策が環境に及ぼす影響について十分に配慮して、そのために必要な食品供給行程の各段階における取組を推進するとされておりますが、特に農薬取締法等でそういった趣旨を踏まえて対応しておりますので、「○」という整理をさせていただいております。

更に、その下ですけれども「食品供給行程の各段階における環境に及ぼす影響の配慮」ということですが、こちらの方は、例えば、食品循環資源の再生利用法等が関係してくるわけですが、特に環境省において、ここに書いてありますような取組、食品廃棄物の発生抑制、減量、再生利用等の取組がなされておりますし、農林水産省におきましては、農薬取締法に基づく対応がなされているということで、一応ここも要件を満たしているのではないかとということで、「○」という整理をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○富永座長 大変膨大な資料に関しまして、丁寧に適切な御説明をいただきました。この資料 3 は各専門委員の皆様には、昨日メールで届いていると思っておりますけれども、何しろ大変膨大な資料でございますので、十分目を通して評価、判断をする時間がなかったかと思っております。先ほどは、御丁寧な御説明がございましたので、ある程度御理解いただけたと思っております。

さて、この資料 3 は、表と資料の頭にありますように、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項、平成 16 年 1 月 16 日に閣議決定されたものでございまして、これら

の項目はもう既に決定しております。

ですけれども、これに関してその後のフォロー、実施状況についての振り返りと自己評価が行われました。膨大な資料ですけれども、御質問、コメントございましたら、どうぞ。

○門傳専門委員 たびたび申し訳ありません。

ちょっと全体のフレームなんですけど、記載事項があつて、実施状況があつて、具体的内容なんですけれども、いわゆるP. D. C. A. サイクルからすると、具体的な課題は、多分P. D. C. まであつて、例えば、「○」であつてもこれは十分でなくても、本来ならもっとやりたいこととか、でも、何か一部実施で「△」になっていますから、何かこれだけ「○」が多いと本当にどうなのか、ちょっと甘くなっているのではないかという気もするんですけれども、可能であれば、項目があつて、記載事項があつて、具体的内容があつて、それについての実施状況で「○」、「△」とか「×」とか「－」とかがあつて、あと更に課題とかがあれば、もっと何かわかりやすい、何かみんな「○」だとみんな十分です、十分ですというようになると、では、予算も人も今のでいいんだねというような話になってしまうかもしれない。多分、そんなことは決してないはずで、もっとやらなければいけないことがいっぱいあるんだと思うんです。ただ、余り「△」とか「×」が多いと、ちょっとそれは具合悪いのであれですけれども、もし可能であればそういう形で、今後もこういう実施状況についての文章を出されると思うので、そういうふうな形に直されてはいかかかということがまず1点です。

○富永座長 それについて先に議論しましょうか。あと、まだ1点ありますか。では、続けてください。

○門傳専門委員 では特に、私、加工食品原料原産地表示とか、あの辺は多分我々からすると、まだまだ不十分な面があるので、一部は今までは拡充されたんですけども、その辺がまだ足りないのではないのかなという点が実はあるので、「○」にはなっているんですけども、多分、和田専門委員の立場とか我々の立場からすると、どうもまだ不十分ではないかというような気がします。それは、共同会議に任せるとしても、一応そういう感想は持っております。

あと、更に同じ表示のことなので、これは厚労省なのかと思うんですが、ちょっと的外れるかもしれないんですけども、今、地方行政が平成の大合併をやっていますね。そうすると、例えば、仮に今年の4月1日に相当多いと思うんですが、各出荷するものについて行政に関わるところがみんな変わってしまうわけですね。郡が市になったりとか云々で、例えば字が抜けたりとかで、聞くところによると、そういうのは4月1日出荷以降の

ものも全部それに直さなければいかぬというような話かと私はちょっと聞いていたんですが、その辺はどの程度まで、それぞれの事業所に伝わっているか、具体的に私どもの保健所とかに来ていないので、その辺早急に徹底されないと印刷物等間に合わないのではないかという気がしますので、その辺どういうふうになっているのか、もし御存じであればお知らせいただきたいんですが。

以上です。

○富永座長 ありがとうございます。

今、3つの点を御指摘いただきましたけれども、1点は全体のフレーム、2点は各論でございまして、全体のフレームの中で実施状況を自己評価で、「○」というのは実施済み、あるいは実施中、これを一括して「○」。「△」は一時実施済み、または実施中。「×」は未実施ということですが、門傳専門委員より特に「○」の方は、もう少しきめ細かくグレードを分けて、本当にうまくいっているもの、やっているもの、あるいはまだ少し不十分で小さな「○」ぐらいなものとか。

○門傳専門委員 多分、課題とか何かを出されれば、それが結果的に「○」ではなくて、「△」だよというのがあると思うんです。

○富永座長 ですから、残された課題とかをもう一つ欄をつくって整理した方が、より「○」の内容、あるいは「△」の内容が理解できるのではないかという御指摘ですね。それは、いい御意見でございますから、将来是非事務局の方で対応していただきたいと思います。

ありがとうございました。

それから、3点の方でございますけれども、表示は農水省、厚労省どなたか合併に関してお答えできますか。わかりますか。

○山田消費・安全政策課長 農水省でございますけれども、共同会議ということでございますので、厚生労働省と併せてお答えいたします。

1つ目の件ですけれども、御承知のように加工食品には非常にたくさんの種類がございます。物によっては、成分はちょっとしかない、物によってはたくさんあるということなんですけれども、今後、共同会議で消費者の御要望と、実際にそういうことが可能かどうかということを踏まえて考えていく予定になっております。

3つ目に聞かれた市町村の大合併で、要するに、製造者、販売者などの住所が変わったときにどうするのかということなんですけれども、これにつきましては、2月3日に共同会議を開く予定になっておりまして、その会議の議題にあがっております。結果は、まだちょっと予測はできませんが、結論が出ましたからまた御報告いたしたいと思います。

○富永座長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

○内田専門委員 済みません。

幾つかこの資料の中で、ホームページ上で公表ということが出てきたんですけれども、まだこういう時代の中でも、ホームページにアクセスできない方々というのもあるわけで、そういったデジタルディバイドに配慮した方策というのも考えなければならぬと思います。

季刊誌ですとか、ファクトシートですとかを要望に応じてまとめて送付したり、閲覧できるようなシステムがあればいいと思いますし、今、傍聴に来ていらっしゃる方がいらっしゃるんですけれども、受付のところに置いて自由に取っていただけるようにして、よいものをつくったら少しでも読んで見ていただけるようにするのが、やはりよいのではないかと思いますのでお願いします。

○富永座長 大変いい御意見ですね。確かに、多くの方が必ずしもホームページにアクセスできるわけではありませんから、冊子のような形で、あるいはパンフレットのような形でも要求に応じてアクセスできるようにするというのは大事かもしれません。将来検討していただきましょう。いい御意見でございます。

ほかにどなたか御意見ございませんか。

○渡邊（秀）専門委員 17ページが一番上の方とかに、農水省において16年度から輸出国のリスク管理制度等の情報収集云々という記述があると思います。輸入食品の安全性の確保ということが主眼で、こういう取組が始まったということについては評価をしているところなんですけど、やはり農薬等のポジティブリストという制度が来年の5月に施行されるという運びになっておりまして、そういう意味では日本が輸入してくる農産物なり原料というものについて、この辺の管理というのがかなり厳しい規制になるというふうなこともあって、情報をきちんと整理をして、データベースを構築するんだということが、17ページの一番最後の段でありますとか、次のページ等にもございますけれども、かなり真摯な取組ということをして、国民から輸入食品は危ないんだなんていうふうに誤解されないような取組を是非やっていく必要があると思っております。そんな意味で、ここの取組については、そんなことともリンクさせて是非力を入れてほしいなと思っております。

○富永座長 御要望ですね、ありがとうございます。

ほかにございますか。

○和田専門委員 いろいろな情報が提供されておりますけれども、当たり前のことなんですけれども、できるだけわかりやすくしていただきたいと。それで、用語集というのが今

まで出されまして、それを拝見しますと、こういうことなのかと非常にわかりやすく書いてあるんですけども、正直なところ、用語集がなくてもわかるような情報が一番ありがたいわけで、新しい課題が次々出ていくと、これから用語集のその2、その3を出していかなければならないようなことになると思うんです。ですから、今までもうさんざん言われていることですが、できるだけ平明な言葉で、できるだけカタカナ表現ではなく、情報を出していただきたいということを改めてお願いしておきたいと思います。

○富永座長 これも大変重要な、明解な御要望かと思えます。また、将来御検討いただきたいと思えます。

ほかにございますか。

○内田専門委員 たびたびで済みません。

農水省さんなんかには子ども向けのQ & Aを受けるセクションなんかがあるようなんですけども、これも将来の課題でいいんですが、ホームページで子ども向けに食品安全委員会は一体どういうことをしているのかとか、わかりやすい解説などがあれば、今度それも直接的な子どもへの教育になると思えますので、考えていただければと思います。

○富永座長 ありがとうございます。これも御要望ですね。

○藤本勸告広報課長 ちょっとよろしいですか。広報の関係でいろいろ御指摘いただきましたので、本日の御意見を踏まえながら、更にやっていきたいと思えます。

状況だけちょっと御説明させていただきますと、まず1つはデジタルディバイド対応ということで、それはよく言われておりまして、限界はあるんですが、まさしくそういう紙媒体での情報提供ということで、季刊誌を発行するようにさせていただきました。それで、わかりやすくということで、そういう意味では、季刊誌でできるだけ、そういう提供をやるということ、BSEについての特別号を出したりとか、コンフリーとかそういう消費者に密着するようなものについては、できるだけそこで紹介するようにしました。

また、キッズコーナーみたいなもののご指摘がございましたけれども、それも課題としてホームページ等でまたやっていきたいとは思っておりますけれども、とりあえず第3号の季刊誌の中で、キッズボックスというのを設けまして、ノロウイルスを取り上げて、そういう情報提供をやるような取組も行ったところです。

本日の御意見を踏まえて、更に頑張っていきたいと思っております。

○富永座長 ありがとうございます。

正しい情報をわかりやすく伝えるというのは、本当に重要なことですので、今後とも御努力いただきたいと思えます。

それでは、ちょっと時間が押しておりますので、第2の議題はこれで終わらせていただきます。

なお、この部分が終わりますと、本日は関係省庁から御出席いただいておりますけれども、この時点で御退席いただいても結構でございます。ありがとうございました。

続きまして、次の議題、議事3です。

「食品安全委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討について」でございます。

本件につきましては、昨年4月1日決定された平成16年度食品安全委員会運営計画において、少なくとも6か月ごとに当専門調査会で審議を行うこととされ、昨年6月22日の前回会合において、第1回の審議を行っており、本日が第2回目の審議ということになります。

それでは、まず前回の審議以降の経緯につきまして、事務局から御説明いただきたいと思っております。

○小木津総務課長 それでは、資料4-1と4-2に基づきまして、簡単に経過を御説明させていただきます。

食品安全基本法の第23条第1項第2号におきまして、自ら委員会が食品健康影響評価を行うことができるとされておりますが、これについては、基本的事項、そして運営計画にも定めがございまして、結果として資料4-1の第2パラグラフに書いてございますように、昨年の5月以降、委員会及び企画専門調査会において審議・検討を行っていただきまして、最終的に12月16日第74回会合におきまして、リステリアを含む食中毒原因微生物について、定期的な点検・検討の手続を経た初めての案件として、自ら評価を行うということが決定されたところでございます。併せて残りのうちの3候補につきまして、ファクトシートが作成されたところでございます。

その経過は、この下の方に書いてございますが、先ほど來說明してまいりましたことと重なりますので省略させていただきます。

そして、その関係の規定等は、その次のページ裏側、そして、運営計画は3ページ目に書いてございますが、実際にまとめられましたファクトシートにつきまして資料として提示しておりますのが4-2でございます。

ファクトシートとしてまとめたものは3つでございまして、「Q熱」と「トランス脂肪酸」、そして「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」でございます。科学的知見に基づく概要書ということで作成しております。

次のページをめくっていただきますと、大体すべての案件、同じような体裁でまとめておりますが、1といたしまして、その案件の説明が書いてあります。定義が書いてございまして、その次に2として「リスクに関する科学的知見」がどうであるかということを整理させていただいております。

そして、3番目でございますが「諸外国及び我が国における最近の状況等」を整理させていただいております。最後に「この内容に関するお問い合わせ先」と「参考文献」を順に整理をさせていただく、このような体裁で3案件ともまとめてございまして、これをホームページ上、公表しているところでございます。

以上でございます。

○富永座長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました、資料4-1、4-2、これに関して御質問あるいは御意見ございますか。

ないようですから、この議事に続きまして「食品安全委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討について」を行いたいと思います。

本件につきましては、前回会合に先立ちまして、当専門調査会の資料に盛り込むべき事項及び当専門調査会における評価対象候補の選定の考え方につきまして、委員会から資料4-4及び4-5にございます2つの決定をいただいております。御覧ください。

また、委員会が最終的に自ら評価を行う案件を決定するまでの流れにつきましては、資料4-6のとおりになっております。

これらの資料につきましては、事務局から各専門委員に事前に配布しているところでございまして、また、時間の制約もございますから、ごく簡単に御説明させていただきますと、資料4-4の委員会決定に基づいて、事務局が作業をしてでき上がりました資料が4-3、膨大なものでございます。

本日は、前回以降、収集、整理された危害情報などを基に事務局でまとめた資料4-3に基づいて、議論をしていただくこととなりますが、当専門調査会において委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補を決定するに当たっての考え方が、資料4-5のとおり委員会で決定されております。

当専門調査会では、第1に国民の健康への影響が大きいと考えられるもの、第2に危害要因の把握の必要性が高いもの、第3に評価ニーズが特に高いと判断されるものという3つの要件に該当するもののうち、優先度が高いと考えられるものを委員会自ら評価を行う

案件の候補として、委員会に報告することとなっています。

それでは、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について、事務局から御説明いただきたいと思っております。杉浦課長、どうぞ。

○杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料4-3を御覧ください。A3版の資料でございます。

全部で11の案件候補を掲載させていただいております。それぞれ「番号」、「評価課題／危害要因」、「分類」、「説明」、「危害要因に関し収集した情報等」、「備考」という形で整理させていただいております。

このうちの分類につきましては、一番最後のページでございます。先ほど総務課長から説明がございました資料4-4を表にまとめたものでございます。縦軸に情報の種類、横軸に我が国で評価が行われているかいないか、あるいは我が国において評価が行われているが、海外において再評価を行っているか否か、評価要請があったかどうか、この2つの組み合わせで分類をしております。

それでは、各候補別に説明させていただきます。

まず最初に、候補番号1番でございますけれども「加工食品中に生成されるフランに関する発がん性の観点からの食品健康影響評価」ということで、フランと言いますのは、真ん中の欄でございますけれども、炭素4つ、酸素1つを含む5員環、五角形の芳香族化合物でございます。いわゆるダイオキシン類の1つでございますジベンゾフランとか、あるいは飼料の添加物として使われております抗菌剤のニトロフランとは作用が異なっております。

このフランにつきましては、通常加熱処理、例えば、瓶詰、缶詰等の行程で生成すると考えられております。

昨年5月にFDAが瓶詰、缶詰製品について、感度の高い検査方法で検査したところ、多くの食品からフランが検出されたというような経緯がございます。

説明のところの真ん中にごございますけれども、フランは国際がん研究機関（IARC）によりまして、発がん分類でグループB、ヒトに対して発がん性を有する可能性がある物質と分類されております。

ただ、健康評価に関する試験データが少ないこともありまして、動物実験でのリスクがヒトに与える影響を予測することが難しい状況でございます。

「＜諸外国における対応＞」でございますけれども、先ほど申しましたように、FDAが昨年5月に缶詰や瓶詰のような熱処理した食品にフランが含まれているということを確認



認したために、低レベルのフランと健康について科学的検討を行うことを発表しております。

更に、リスク評価のために食品の調査、食品中に形成されるメカニズムといったことに関する研究を計画しております。

それから、カナダ政府の保健省においても、フランのファクトシートをホームページで掲載しております。

欧州食品安全機関（E F S A）においても、科学パネルに対し作業部会を設置し、レポートを作成するように要請いたしまして、科学パネルは昨年12月に諸外国の試験結果を取りまとめて、さらなる試験研究が必要であるとしております。

要約いたしますと、フランにつきましては、昨年以降、F D A、あるいはカナダ、E Uの機関が注目を始めたというような状況でございます。

次に、2番目の候補でございますけれども「食品中のクロロプロパノール類に関する発がん性の観点からの食品健康影響評価」ということで、クロロプロパノール類というのは、備考の一番でございますけれども、3-モノクロロプロパン-1, 2ジオール、それから1, 3-ジクロロ-2-プロパノール、2-モノクロロ-1, 3-プロパンジオール、それから2, 3-ジクロロ-2-プロパノール、4種類ほどございますけれども、特にその中の3-M C P Dにつきましては、大豆等の植物性のタンパク質を加水分解して、調味料を製造する際に生じる化学物質でございます。特に、アミノ酸液を用いて製造したしょうゆに多く含まれております。

発がん性があるとされております。

諸外国の状況ですけれども、E Uでは、発がん物質と見られておりまして、3-M C P Dの規制値を設けております。20  $\mu$  g/kg以下という規制値を設けております。

それから、E Uは域内の加盟国に対して調査票を送りまして、試験報告書を取りまとめております。

この件につきましては、当企画専門調査会の委員からも情報が提供されておりまして、しょうゆのような調味料以外からも一部のチーズ、麦芽製品、クラッカー類、燻製品といった食品からも検出されているデータがあるという情報が提供されております。

この専門委員の意見といたしまして、M C P、D C Pについてリスク評価を行い、食品中における必要な規格を設定させることを要望すると。なお、E Uではしょうゆをターゲットとした規制になっているが、日本の本醸造しょうゆには含まれていないことはわかっていると。我が国の場合、日本人のM C P、D C P摂取（暴露）も考慮した上での、リス

クの見積り管理が望まれるという意見をいただいております。

備考のところがございますけれども、平成 14 年度に東京都が検査を実施しておりまして、調味料 14 検体について、3-MCPD は検出されなかったというような調査結果がございます。

国際機関では、2001 年にローマで第 57 回 J E C F A の会合が行われまして、3-MCPD の暫定最大許容 1 日摂取量に  $2 \mu\text{g}/\text{kg}$  の勧告が行われております。

引き続きまして、案件 3 でございますけれども、食中毒の原因物質、ここでは危害要因として「エンテロバクター・サカザキ」を特定しておりますけれども、これに関する食品健康影響評価でございます。

エンテロバクター・サカザキにつきましては、この細菌によって汚染された乳児用の調整粉乳が新生児に髄膜炎等を起こすという報告がございます。特に、早産児、低体重児、免疫不全児が重篤な症状を引き起こし、死に至ることもであるとされております。

我が国では、この細菌が原因として報告された食中毒例はございません。

本件につきましては、食品安全モニターからも紹介をいただいております、欧米でエンテロバクター・サカザキという細菌が調製粉乳に入り、乳児が髄膜炎を引き起こす問題が出ているが対応はどうなっているのかという照会をいただいております。

本件につきましては、食品安全委員会におきましては、食中毒の原因となる微生物全体について、優先順位を付けた上で、個々の微生物についてリスク評価を進めることとしております。

引き続きまして、案件 4 でございますけれども、「ビタミン類の過剰摂取による健康影響について」ということで、これは昨年 1 年間で情報・緊急時対応課の方で収集した情報の中に幾つか個々のビタミンあるいはビタミン類の過剰摂取によっていろんな健康影響が出た、あるいは出る恐れがあるといったような情報がございまして、これを基に候補として挙げさせていただいたものでございます。

まず、〇がそこに 7 つほどございますけれども、欧州食品安全機関（E F S A）がビタミン C の長期大量摂取に関する体系的な評価がなく、胃腸に副作用を起こす可能性がある、それから、Arthritis & Rheumatism というジャーナルですけれども、ビタミン C の長期間、高度摂取により膝関節炎が悪化する恐れがある、American Journal of Medicine がビタミン A の量が低過ぎても高過ぎても、骨粗鬆症のリスクが増える、PEDIATRICS が乳児に複合ビタミン剤を与えると、ぜんそくや食物アレルギーを誘発しやすい、Lancet がビタミンサプリメントと消化器系がんとの関連性を検討した結果、 $\beta$ -カロチンとビタミン A との組

み合わせでは 30 %、β-カロチンとビタミンEとの組み合わせでは 10 %、発がん性リスクが高いという報告がございます。

American Journal of Ophthalmology によりますと、一部のハーブやサプリメントでは、過剰摂取や医薬品との併用により深刻な結膜炎、かゆみ、網膜出血、一時的な視力喪失などの副作用が報告されているという報告がございます。

Annals of Internal Medicine によりますと、ビタミンEを 200 IU/day 以上摂取すると、死亡リスクの増加が見られるというような報告がございます。

ビタミン類の摂取につきましては、厚生労働省が平成 11 年に「第 6 次改訂日本人のための栄養所要量」におきまして、ビタミン類について許容上限摂取量を定めており、いわゆる健康食品の過剰摂取に対する注意喚起を行っております。

平成 16 年には、日本人の食品摂取基準でビタミン類について、推奨量や目安量を定め、上限を設定できるデータが十分である成分について、許容上限摂取量を定めております。

また、下の方でございますけれども、海外では英国食品基準庁（F S A）が 2003 年にビタミン、ミネラルの許容摂取量を発表しております。

次のページにまいりまして、案件 5 以降は、食の安全ダイヤル、それから食品安全モニターからの報告に基づいて、候補として整理させていただいているものでございますけれども、案件 5 は「B S E 『非発生国』産牛肉の安全性に関する食品健康影響評価」ということで、具体的には中国等の B S E 非発生国産牛肉を加熱処理している外食産業がございまして、プリオンタンパク質は加熱処理では除去できないので安全ではないという情報があったということでございます。

この案件につきましては、当専門調査会の委員からも情報をいただいております、現在の B S E の発生国からの牛肉の輸入は禁止されているけれども、非発生国とされている国には、過去のリスク管理状況からしてリスクが懸念されるといったような意見でございます。

この案件につきましても、皆さん御存じのように現在プリオン専門調査会において、国内対策の見直しに関するリスク評価についての調査審議を行っているところでございます。

食品安全委員会の中でも、非発生国についてもリスク管理機関と協力して情報収集をするべきであるというような意見をいただいております。

案件 6 でございますけれども「塩化ビニールを含む容器包装に関する食品健康影響評価」ということで、危害要因塩化ビニールを含むラップにつきましては、食品安全モニター、それから食品安全ダイヤルを通じて評価要請がございまして、

次のページにまいりまして、案件7でございますけれども「スギヒラタケの食品健康影響評価」の要望がございます。

スギヒラタケは、居住する周辺の山間部で比較的容易に採れて、摂食されているわけがございます。

スギヒラタケを摂取することによって、急性脳症が発生し、発症者は腎機能の低下等の状態を有していたという報告がございますけれども、現時点では、スギヒラタケが原因であるとの結論は得られておりません。

スギヒラタケの毒性についても調査中ではございますけれども、食品安全モニターからは、スギヒラタケの事例について原因の追究をお願いしたいというような御要望がありました。

備考のところがございますけれども、現在厚労省が各県を通じ、スギヒラタケについては摂取しないよう注意喚起を行っているとともに、研究班が設置され、原因究明についての調査等が行われているというのが現状でございます。

案件8でございますけれども「ウコンの食品健康影響評価について」ということで、食の安全ダイヤルと、それから食品安全モニターからウコンを常用したために、死亡した事例を新聞で見たと。現在も、売られているようだが大丈夫なのか、安全性を調べてほしいという要望があったということでございます。

この件につきましては、厚生労働省が肝臓学会を通じて、厚生労働科学研究、健康食品の健康影響と健康被害に関する研究を実施しておりまして、昨年12月に肝臓学会で、その調査研究報告がなされております。

次のページにまいりまして、9番から11番は、当専門調査会の専門委員の情報、それから要望書を基に整理したものでございます。

9番は、「米国のBSE対策に関する食品安全委員会独自のリスク評価」をしたかどうかというような提案でございます。

要望、趣旨については、そこがございますけれども、既に食品安全委員会のリスク評価の結果を待たずに、日米BSE協議において10月23日に日米政府間の大枠合意がなされておるので、直ちにBSE対策に関するリスク評価を独自の判断で行ったかどうかというような要望でございます。

備考のところがございますけれども、BSE問題については、現在プリオン専門調査会において、国内の対策の見直しに関する調査審議を行っているところでございまして、一方、日米BSE協議に関しては、両国の専門家、実務担当者によって輸入再開のための具

体的な条件の検討が進められている。

厚生労働省、農水省においては、輸入再開に際しては、食品安全委員会にリスク評価を諮問してくることになっております。

案件 10 でございますけれども、「鶏卵の Q 熱感染リスク」ということで、これは、危害要因といたしましても、Q 熱の原因菌でございます *Coxiella burnetii* 菌ということになるかと思っておりますけれども、Q 熱は主として飼育動物の排泄物から生成する粉塵の経気道曝露により感染するというので、一般に畜産農家等が感染しているわけでございますけれども、食品を通じて感染するという議論もございまして、更に鶏卵からリケッチアを分離したという報告もあることから、鶏卵等における汚染の有無と感染リスクの評価を要望するという提案でございます。

備考のところがございますけれども、この案件につきましては、前回自らのリスク評価の対象として、選定していただいたわけでございますけれども、当委員会としてはファクトシートを作成し、情報提供を行っているところでございます。

最後の案件 11 でございますけれども、「酢酸ビニル樹脂残留モノマーのリスク」評価ということで、チューインガムのベース等として用いられております酢酸ビニル樹脂には、モノマーが残留するので、そのモノマーが発がん性の疑いがあるということで、評価を行ってほしいというような要望がございます。

当委員会の専門委員の意見ということで、酢酸ビニルモノマーの発がんリスクについて、定量的評価を行い、必要な規制を行うことを要望するという要望がございました。

ただ、この案件につきましては、備考のところがございますけれども、平成 9 年の厚生労働省がラット及びマウスを用いた発がん性試験を行っておりまして、発がん性が認められたことから平成 9 年に厚生労働省が酢酸ビニル樹脂中の残存モノマーの分析法を定めておりまして、その取扱について通知しております。それから、成分規格にも残存モノマーの項目が規定されております。

EU では、酢酸ビニル樹脂は食品添加物としては取り扱われてはおりません。

米国では、残存モノマーの規格はございませんけれども、乾燥減量の規定があるというのが現状でございます。

以上でございます。

○富永座長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方でまとめました 11 案件について、資料に基づいて御説明をいただきました。勿論 11 案件すべてを評価するというのは大変困難でございまして、もう既にファ

クトシートができたものもありますし、ほかの省庁で現在対応中というものもあると思います。中には、まだ食品安全委員会としても大変重要課題で引き続き検討、評価していかなければいけないというものもございます。

例えば、社会問題になっているBSE関係の項目としましては、4ページの5番目としまして、BSE非発生国産の牛肉の安全性に関するもの、それから最後16ページの9番、これは米国のBSE対策に関する食品安全委員会独自のリスク評価が挙げられておりますが、これはいずれも重要な問題でございますし、正確な情報を収集して整理、判断した上で、国民にお知らせするというのが大変重要なことかと思しますので、恐らく委員の皆様方におかれましても、11項目のうち冒頭9は検討した方がいいというふうにおっしゃるのではないかと思います。

これは、取り上げていいと思うんですが、それについては多分反対はございませんね。

ただいま杉浦課長さんの方から御説明ありましたが、中にはもうファクトシートができていたり、他の委員会、あるいは他の省庁で現在対応中のようなものもございますので、あとは、今、取り上げるものを2つ取り上げましたが、事務局の方から御覧になりまして、これはいいのではないかと、少し見送って、優先度を下げてもいいのではないかと、このようなものがあるかと思いますので、そういうのがございましたら、ちょっと御説明いただけませんか。どちらからでもいいですけれども。

あるいは、これは対応しなくていいというもののほかに、是非取り上げたいというものを先にお聞きしましょう。BSE関係の項目以外に、是非これは取り上げようというもの、優先度を高くしようという項目です。

○伊藤専門委員 取り下げでいいというのもいいですか。

○富永座長 いいですよ。

○伊藤専門委員 10番の鶏卵のQ熱の感染リスクという課題ですけれども、3年前ぐらいから一部の研究者から直接的に医学的、科学的分野へのアプローチではなくて、あるいは研究機関や行政機関へのアプローチではなくて、そういった情報提供が鶏卵業界であったり、あるいは小売業界と言いますか、私どもも含めてチェーンストア協会に加盟されている企業の各社に、この問題提起がされて、専門的な部分の判断ができませんので、非常にあたふたして、非常に大きなエネルギーを割いた部分があります。

今回、このファクトシートで一応細かい説明がされていますし、それから、この内容に関するお問い合わせ先というところまで御丁寧にきちっと出ていますので、個人的な意見としては、もうこれは下げでいいのではないかと、思っております。と言いますのは、この

1年間直接のアプローチがありませんので、迷惑をしていないものですから、そういうふうに判断しています。

以上です。

○富永座長 ありがとうございます。

あと、続いて御意見お述べいただいて結構なんですけれども、特に10番の鶏卵のQ熱感染リスクは、これはもうファクトシートができて情報提供も行われているということで取り下げ案でよろしいですね。

○寺田委員長 大変申し訳ないんですけれども、BSEに関しまして、米国のBSEという話は、これはもう厚生労働省、農林水産省が貿易問題として交渉しておりまして、その結果を基に私ども委員会に貿易再開の可否につき諮問するということになっていますから、ボランティア（米国のBSEを私共が評価）にするというのはちょっと当てはまらないと思いますので、ここでは、出してはおりますけれども、できれば取り下げさせていただきたいです。

それから、もともとこちらがボランティアにするというのは、言うまでもないことですが、評価の面はできますが、貿易そのものの問題に関しては、評価機関である私どものところでは一般的にはやらないことになっています。科学的に向こうのBSE対策の評価に関しては、管理省庁からこういう内容で貿易の窓を開けたいと思うがどうだということが諮問として来ましたら、その内容をきちっと評価させていただきます。諮問が来たらというよりも、いろいろな公の場で厚生労働省、農林水産省の方は私どものところへ必ず諮問をするということを言っておられますし、私共がここで別個に米国のBSE問題を評価するというのは、かえって世の中が混乱すると思いますので、できましたら、これはこの委員会がボランティアに評価する対策として入れていただかない方がよいと考えます。そういうことをよろしく願いいたします。

○富永座長 ただいま寺田委員長より、特に9番の米国産の牛肉に関するBSE対策につきましては、厚労省、農水省などでも対応しておるし、まだ食品安全委員会の方で早々に取り組む必要はない。関係省庁の対応を受けてからでもいいのではないかという御意見でございます。これは、よろしいですか。これは、少し見送りということにしましょう。

5の非発生国の方はよろしいですね。中国産のものは、これはいいですか。BSEはすべてですか。

○寺田委員長 この中国産などのものは、私どものところだけではできませんので、先ほど説明がありましたように、実際、農林水産省とか管理機関と協力しながら評価をやって

いくことになるかと思いますが、これはなかなか難しいところがございます、例えば、中国の場合に、ああいう国ですから、いろんなデータを実際にどういうふうを集められるのかということです。ですけれども、意識としてそういうことを強く思っているということで、どこまでできるかどうかということに関しては、はっきり言えませんというのが正直なところですが。だから、非常に大事な問題であるというふうに認識しております。

○富永座長 これは、現在、食品安全委員会のプリオン専門調査会では、検討しているのではないんですか。していないんですか。

○寺田委員長 それどころか、今は国内で一生懸命でございます。とてもできません、やっております。

○近藤専門委員 5番のことですが、やはり長期的に見て非常に大切だと思いますので、今、委員長がおっしゃられたとおり、一段落したら、やはり関係省庁と踏まえて、これに取り組んでいていただきたいなと思います。

○富永座長 わかりました。

5番の非発生国、特に中国などのBSE対策も含めまして、関係省庁が対応しているので、その対応の結果を踏まえて、その上で食品安全委員会として検討した方がいいのではないかと御意見でございます。

これは、ずっと棚上げではなくて、ほかのデータが出て、評価が定まった時点で食品安全委員会でもう一度きちんと検討するというところから、よろしいですね。では、5番の「BSE『非発生国』産牛肉の安全性に関する食品健康影響評価」と最後のページの9番「米国のBSE対策に関する食品安全委員会独自のリスク評価」、これは当面見送りということにさせていただきます。

○寺田委員長 済みません。見送りということよりも、米国の方はやがてすぐ諮問がきます。だから、見送りではなくてその際は必ずやります。

○門傳専門委員 ちょっと済みません。確認なんです、5番の備考のところ、情報収集すべきであるとの意見が云々今後課題となっているは、これは、まだ情報は収集していないんですか。もうしているんですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 例えば、ここで具体例として挙げております中国におけるBSEの状況につきましては、今週、厚生労働省と農林水産省が調査団を派遣して情報収集をしているという状況でございます。

○富永座長 では、情報収集をしていただいた後での対応ということにしたいと思います。

ほかの項目で、これは今のところもう対応済みあるいは後回しでもよいのではないかと



いうもの、あるいは是非今回優先して取り上げようというものがございますか。どちらでも結構でございますけれども。

順番に行きましようか。それでは、1のフランはどうですか。

○富士専門委員 これは、備考のところ为空欄ということは、これまで国内では研究、対応、その他がなされてこなかったと考えてよろしいのでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 そういふことでございます。真ん中の欄にもございますように、昨年から諸外国においても初めて注目されてきたと。その原因は、FDAにおいて従来よりもずっと感度の高い検出方法を適応して調べたところ見つかったということが挙げられるかと思うんですけれども、それ以前にはどの国もほとんど対応していなかったというのが現状でございます。

○富士専門委員 1のフランとか2などもそうですが、非常に食のグローバル化が進んでいて、まだ日本に入ってきていないとか、輸入食品だといっても早め早めの対応というのが今後は大切になると思いますので、是非こうした新しいものに関しての食品健康影響評価というのを急いでやっていただきたいと思います。

○富永座長 そうですね。特にAというのは、我が国で評価が行われていないものでございますし、こういうのは優先して取り上げるべきだと思います。

これは、どうですか、取り上げましようか。では、フランは取り上げ。

その次の2番目のクロロプロパノール、これはいかがでしょうか。これは、備考のところに「平成14年度に東京都が実施した検査結果によれば、調味料14検体について、3-MCPDは検出されなかった」とあります。ですから、国内では今のところ、これは検出されていないわけです。ですから、検出されたとかもう少しデータが出てからの方がよいのではないかと思いますけれども、委員の皆様方の御意見はどうでしょうか。

○渡邊（秀）専門委員 私の方から提案をさせていただいたんですが、これについては、国際的にも評価されて、強い酸、塩酸で油脂を含む食品を処理をすると、こういう不純物と言いますか、コンタミナツが発生するということのはっきりわかっている、まだ14検体しかモニタリングしていないということですから、そういう現状も踏まえて、欧州等では既にもう規制も入っているということからしますと、きちんと評価をすべきだと思っております。

○富永座長 そうすると、まず日本での検出結果も収集しないといけないですね。まず、クロロプロパノールの検査のデータそのものがないことには、評価は不十分ですね。この東京都の14年度の14件で検出されなかつただけでは何とも言えませんね。ですから、ま

ず基礎データの収集が先決ですね。ですから、基礎データが上がってこないと評価も何もできませんので、基礎データは食品安全委員会としては対応できないですね。関係省庁でお願いするよりしようがないですから。

○澤田専門委員 こういった化学物質の安全性評価をする場合に、リスクアセスメントは毒性と曝露と両方やらないといけないわけですが、食品安全委員会自身が来年度何か研究費を持つことが可能になるようなお話がありまして、その枠でこういったことができるのであれば、採用してもいいのかなというふうにちょっと今、考えたんです。

○富永座長 どうですか、そういう調査、研究の予算などはあるのですか。

○小木津総務課長 先ほど御説明しましたように、そういう競争的資金ができましたので、今後そのテーマは検討していくということではありますが、可能であれば、その検討の俎上に、候補ということで考えていきたいと思いますが、ちょっと今のところ、これからつくり上げる制度でございますので、具体的には何とも言えない状況です。

○富永座長 わかりました。

それでは、これはデータ収集も含めて、これからまないたにのせるということになりますか。よろしいですか。

○小木津総務課長 はい。

○富永座長 3番、「エンテロバクター・サカザキ」。これはどうでしょうか。渡邊治雄委員、何か御意見ございますか。

○渡邊（治）専門委員 これは、今、微生物専門調査会で、備考に書いてあるような点を行う予定です。

○富永座長 そうですね。備考のところに書かれていますね。では、そちらのリスク評価などを優先しまして、それからやりましょうか。だから、順番を下げればいいですね。そうしましょうかね。これは、先送りです。

次は、4番の「ビタミン類の過剰摂取による健康影響評価について」。これは、サプリメントも関係しておりますし、特に脂溶性のビタミンAとかEは体内に蓄積する可能性も大きいですから、これなどはやはりちゃんとしたリスクアセスメントなどが必要ですね。

これは含めたらいいかと思えますけれども、どうでしょうか。

○和田専門委員 今、ビタミンだけではありませんけれども、サプリメントが非常に多く利用されているということが報道されておりますし、それからどこでも売られていて買いやすくなったという面もありますので、これは是非取り上げるべきだというふうに思います。

○富永座長 では、4番の「ビタミン類の過剰摂取による健康影響について」は取り上げましょうか。よろしいですね。

次の5番は後で。

6番、「塩化ビニールを含む容器包装に関する食品健康影響評価」。特にラップ、これについてはいかがでございましょうか。

○伊藤専門委員 このラップの問題は、寄せられた情報が脱落分離を起こすことを聞いたという伝聞情報になっています。

それから、備考欄に基本的に業界団体の自主基準で既に管理されているというような表現がされていますので、7名の食品安全委員会も1年間かけていろんな項目ありますから、やはり優先順位、最重要項目は何かというようなことで、選定して挙げて、個人的な意見ですけれども、例えば、これよりもスギヒラタケは食べていいのか食べてはまずいのか、そっちの方が先ではないかと考えると、削除するあるいは優先順位を下げてもいいのではないのかと思います。

○富永座長 わかりました。これは、優先順位を少し下げてもいいのではないかという御意見でございしますが、よろしいですか。

次の7番の「スギヒラタケの食品健康影響評価」。これは、備考のところにも書いてございますように「厚生労働省より各県を通じ、スギヒラタケについては摂取しないよう注意喚起が行われている。また、厚生労働省において研究班が設置され原因究明に向けた調査等が行われている」。ですから、これもデータ待ちということになりませんか。

このスギヒラタケの問題に関しましても、厚生労働省の調査あるいは研究が終わって、それから、それらのデータを基に対応した方がよろしいかと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいですね。

次のウコンはいかがでございましょうか。ウコンは備考のところにも書いてございますように、平成16年度厚生労働科学研究で、この問題が取り上げられていますが、まだ結果は出ていないわけですね。これは、どうでしょうか。これも結果が出てからにいたしましょうか。今、是非早急に取り上げたらいいという御意見はございますか。

それでは、これもスギヒラタケと同じように、ほかの省庁での対応あるいは調査、あるいは研究班での研究成果が出てから対応することにしたいと思います。

次の9番は、これは後回し。

10番、これは伊藤委員からの御提案で、もうこれは終わっていると。一段落ついているからいいのではないかという御意見です。

最後の 11 番「酢酸ビニル樹脂残留モノマーのリスク」。これは、いかがでしょうか。

備考のところにもいろいろ書いてございますけれども、これについて積極的に取り上げたいという御意見、あるいはこれはもうよろしいという御意見ございますか。

では、これも一応取り上げることにしましょうか。取り上げることに余り反対意見はないと思いますけれども、よろしいですか。

○富澤評価調整官 先生、下から 6 行目ぐらいなんですけれども、これは一応厚生労働省で、成分規格が残存モノマーの項目で規定されているということで、既に一応規定があるということになっております。そこら辺のところを斟酌していただければと思います。

○富永座長 ということは、この規定があるからもうよろしいということでございますか。

○富澤評価調整官 その点を御審議いただければと思います。

○富永座長 どんなものでしょうか。よろしいですか。

それでは、これももう一応の結論が出ているということで、振り返りますと、1 番のフラン、これは取り上げます。

2 番のクロロプロパノール、これを取り上げます。

4 番のビタミン類の過剰摂取による健康影響について、これを取り上げます。

それだけです。3 件ですね。

11 件ございましたけれども、今ここで優先度を上げて取り上げるというのは、1 と 2 と 4 の 3 項目ということになります。

○本間委員 今のフランのことでございますが、実際にはこのフランというものは、普通食品を加熱したときに成分の間で起こる反応でできてしまい、これを取り上げるということは、食品の加熱行為をほとんど否定するような見解になりかねない場面が出てくると思います。

実際には、私たちこういう食品の成分間反応の分野の研究をやっておりますが、緊急にこの物質が今、何か問題を起こすという情報は、まだ入っていないと認識しておりまして、今後も情報収集は必要だと思いますが、ランクをトップクラスに位置づける必要はないのではないかと私は考えております。

情報収集は必要だと思います。関心は払い続けるべくということは結構だと思います。

○富永座長 今回は、特に食品の健康影響評価を行うことが目的でございますから、まだ情報もないというものは、ちょっと評価できないわけです。ですから、情報収集を優先するわけですが、情報は収集して、それらに基づいて、あとは加熱中に発生して、どれぐらい健康影響があるか等、後ほど審議ということになります。それでは、これも情

報収集を優先しましょうか。

○福土専門委員 済みません。確認なのですが、先ほど2に関しても、まだ、勿論情報が少ないと。1も今、御説明をいただきまして、なるほど、やはり情報収集が必要なのだなというふうに思いましたけれども、そうすると論議の流れから1、2に関しては、評価の段階以前の情報収集を進めていくということになりますね。

そうすると、評価をするものはどれかというのと、あと、先ほど座長がおっしゃった7、8に関しても、やはり調査を待つてというようなことなので、全体の中での位置づけみたいなものを、もうちょっと整理して考えられたらと思うんですが。

つまり、評価が必要なもの、それから食品安全委員会として調査、情報収集を進めていくもの、もしくは、現在行われている調査に対して他省庁の結果をきちんと把握していくものというような、少し温度差があるような気がするので、それぞれの項目がどれに当たるかを整理した方がよろしいのではないかと思います。

○富永座長 そうですね。そういう整理をしますと、まず評価をしようと思えば、情報なりデータがある程度ないと評価ができません。情報、特にデータがあるものに基づいて評価します。ですから、ないときには直ちに評価できない。情報収集が先決ということになります。

一方、ほかの省庁でこれらの問題に対応しているものについては、それらを待った方がいいということになります。そういうので、ほかの省庁でも現在対応しているから、それを待つてというもの、あるいはデータがないから、これから情報を収集してというものを取り上げるとしますと、4のビタミン類の過剰摂取による健康影響ぐらいになりますね。

あとは、まだこれから情報収集、あるいはほかの省庁の調査、研究の結果を待つてということになります。

情報の収集というのは、勿論評価の大前提になるわけですがけれども、情報の収集が行われていないものについて情報を収集するというのも一応評価に入れてよろしいんでしょうか。

○寺田委員長 入れて構わないと思います。皆さんの要望で、こういう問題がどこかであったということを意識して出してこられて、この委員会で大事だと思われたら、その情報収集のところから広い意味で評価に入れて、それで、先ほど言われましたように情報が集まらなかったら、その場合には、調査研究費と委託研究費の方がございますから、そういうところはどこかに頼んで、更に詳しくやる。あるいはそこまではないかということは、その次のステップだと思います。というふうに考えております。

○富永座長 情報収集の段階も評価の第一段階として入れるとすると、まだ情報不十分なものが幾つかございますね。1、2、7、8などですね。

○伊藤専門委員 済みません。きっちりリスク評価をやるというか、線引きをする問題なのか、あるいは事前にいろんな部分の防止策ということも考えて、将来にわたってのリスクを事前に把握するという部分で、情報収集についても若干あいまいであっても、そこまで入れるのかという判断をきっちり事務局にさせていただけばいいのではないかと思うんですけれども。

基本的に、緊急を要する現状があるということで判断すれば、ここまでは、あるいはこれしかないなということになりやすいと思うので。今、一番緊急なのはやはりBSEの問題ではないかというふうに思いますので、そういうふうに事務局で線引きしていただければいいかと思うんですけれども。情報収集も入れていただければ、それは、それでいいですし。

○小木津総務課長 今日は、リスク評価の候補を選定していただくという位置づけでございますので、広めに情報収集も含めて問題意識があるものについては、今日御議論いただいている先生方のニュアンスというのは大体わかりましたので、その辺りを整理させていただいて、座長とお諮りして、候補という位置づけで広めに、落ちたものはもうはっきりしていますので、そういった形で整理した上で、最終的には親委員会の方での優先順位を選定ということになりますので、そのような運びでいかがでございましょうか。

○富永座長 今、総務課長から、そういう御提案がございましたけれども、よろしゅうございますか。勿論、優先順位を決めて、採択したものは後日各専門委員の方々にお示しいたします。

○和田専門委員 先ほどちょっとお話しの出ました6番のラップなんですけれども、確かに備考欄にありますように、既に管理されているという、一応管理されているのは承知しておりますけれども、非常に使っているものが増えているし、使用の頻度は非常に増えているんです。そして、何となく食品に直にかけてというような不安感を持っている人は多いんです。それで、今からこれを入れるというところまではあれですけれども、食べるものの方が優先順位が高いのは、それは承知しているんですけれども、あっさり外してどうなのかなという気がします。

と言いますのは、塩化ビニールを使わない製品というのが幾つか出ておまして、塩化ビニールを使っていないということを、ある意味で非常に宣伝しているわけです。ただ、使い勝手からいうと、正直なところ塩化ビニールを使ってあるものの方が使いやすい。引

っ張り出しやすいとか、切りやすいとか、食べ物にかけやすいとか、そういう面はあるんです。

それで、ちょっとそこから先のきちんとした意見が申し上げられなくて申し訳ないんですけれども、あっさり切っちゃっていいのかどうかというところの疑問が残るという言い方です。

○富永座長 わかりました。

各専門委員の方々からそれぞれの項目について、今日はいろいろな御意見をいただきましたので、それをもう一度整理するとともに、情報収集の段階から評価に入れるべきかどうか等、総論的なことももう一度よく検討させていただきまして、今日はこの場では結論が出ないようでございますから、後ほど十分慎重に考えまして、案を提示させていただきたいと思います。そういう形でよろしいでしょうか。

それでは、中途半端に終わるようになりましたけれども、時間が大分超過しておりますので、議事の3はこれで終了させていただきます。

次は、「その他」今後の予定です。事務局の方からどうぞ。

○小木津総務課長 今後の予定について御説明させていただきます。

次回の企画専門調査会でございますが、資料1にありますように当面調査審議を求める事項の中で、まだ残されているものとして平成17年度の食品安全委員会の運営計画の審議というのがございます。これを中心に次回開催させていただければと考えておりまして、その予定でございますが、今年度の運営計画にありますように、それに従いまして2月18日金曜日、10時からが多数の方々の御都合がよろしいようでございますので開催を予定しております。

その際には、先ほど門傳専門委員から御指摘もありましたけれども、今後に残された課題などについて、できるだけ整理して17年度の運営計画の審議に参考にしていただけるようにさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○富永座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第8回の企画専門調査会を閉会させていただきます。

本日は、司会の不手際で30分余り超過しましたことをおわびいたします。ありがとうございました。